

レジリエンス認証に関する組織規程

一般社団法人 レジリエンスジャパン推進協議会

目 次

（目的）	
第1条	2
（推進協議会）	
第2条	2
（事務局）	
第3条	2
（制度運営委員会）	
第4条	3
（認証審査委員会）	
第5条	3
（各委員会運営）	
第6条	4
（連携）	
第7条	4
（改廃）	
第8条	4
制度運営委員会運営取扱規定	5
認証審査委員会運営取扱規定	7

レジリエンス認証に関する組織規程

一般社団法人 レジリエンスジャパン推進協議会

(目的)

第1条 一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、
「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン（内閣官房国土強靱化推進室、平成28年2月）」（以下「ガイドライン」という。）に基づく国土強靱化貢献団体（以下「団体」という。）認証制度（以下「レジリエンス認証制度」という。）に関する事務を適切に行うため、この組織規程を定める。

(推進協議会)

第2条 推進協議会は、ガイドラインに基づき、レジリエンス認証制度の実施事務を行うことについて、定款に基づいて開催される理事会において決定する。

- 2 推進協議会は、レジリエンス認証制度の実施事務を適切に行うため、事務局を設置するとともに、中立、公平性及び透明性を保持するため、外部有識者からなる委員会を設置して必要な体制を確保する。
- 3 推進協議会は、定款、役員名簿、事業報告書等を原則として一般の閲覧に供する。
- 4 推進協議会は、募集要項、審査基準、認証状況等レジリエンス認証制度の運営に関わる事項を適切に情報開示する。
- 5 推進協議会及び推進協議会内でレジリエンス認証制度に関わる者は、レジリエンス認証制度に関連して団体及び団体となろうとして申請を行った者（以下「申請団体」という。）から入手した内部情報について、その管理を適切に行うとともに、その機密を保持し、これらを第三者に開示しない。これらの取扱いは団体の認証・登録終了後も継続する。

(事務局)

第3条 推進協議会は、レジリエンス認証事務局を設置し、その長としてレジリエンス事務局長を置く。

- 2 レジリエンス事務局長は、推進協議会の理事長の命を受けて、レジリエンス認証制度の運営事務を総括する。
- 3 事務局における運営事務は以下の通りとする。

<全 般>

- (1) 内閣官房国土強靱化推進室（以下、「強靱化推進室」という。）に対しての報告

- (2) 次項に規定する苦情又は異議申し立ての受付と対応
- (3) 団体又は申請団体から入手した内部情報の管理及び機密保持
- (4) Web サイトの構築と運営及び広報活動
- (5) その他認証組織運営に必要な事務

<制度運営委員会関係>

- (1) 第4条に規定する制度運営委員会の開催（原則年1回）に関わる業務
- (2) 事業計画、事業実施状況の制度運営委員会への報告
- (3) その他制度運営委員会の運営に必要な事務

<認証審査委員会関係>

- (1) 第5条に規定する認証審査委員会の開催（原則年3回）に関わる業務
- (2) 申請団体からのレジリエンス認証制度認証申込書の受付
- (3) 認証審査の補助に関する業務
- (4) 申請団体に対する審査結果の通知
- (5) 団体の公表に関わる業務
- (6) その他認証審査委員会の運営に必要な事務

- 4 レジリエンス認証事務局内にレジリエンス認証制度の運用について苦情又は異議申し立てが行われた場合に適切に対応するための窓口を設置する。

（制度運営委員会）

第4条 推進協議会は、レジリエンス認証制度の中立、公平性、透明性を担保するため、学識経験者、事業継続等を専門とする外部有識者からなる制度運営委員会を設置する。

- 2 制度運営委員会は原則年1回以上開催し、事務局は事業計画、事業実施状況を制度運営委員会に報告する。
- 3 制度運営委員会は、推進協議会のレジリエンス認証制度の運営についてチェックを行い、また、制度の見直しに関する提案・要望について意見を述べる。
- 4 制度運営委員会の委員について新任、再任は推進協議会の理事会において決定し、再任は委員の同意を求める。

（認証審査委員会）

第5条 推進協議会は、専門知識を有する外部有識者から構成され、認証審査に関して判断を行う認証審査委員会を設置し、当該委員会の判断に基づき認証を行う。

- 2 認証審査委員会は、認証審査について、審査・評価基準の策定、見直し等について協議し、決定する。
- 3 認証審査委員会は原則年3回実施する。
- 4 認証審査委員会の委員について新任、再任は推進協議会の理事会において決定し、再任は委員の同意を求める。

- 5 認証審査委員会の委員は、自己に利害関係のある案件の審査に携わることはできない。

(各委員会運営)

第6条 制度運営委員会及び認証審査委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員をもって構成し、委員長は委員の互選とする。

- 2 各委員会には必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 3 委員及びオブザーバーの任期は1年とする。ただし重任は妨げない。
- 4 各委員会の運営経費は、原則、推進協議会の定めによる。

(連携)

第7条 推進協議会は、強靱化推進室に対して、毎年度、本制度に係る事業実施状況（財務状況を含む）並びに制度運営委員会及び認証審査各委員会等における検討結果など制度運営上の課題や今後の取組などについて報告を行う。また、強靱化推進室の求めに応じて適宜必要事項の報告を行う。

- 2 推進協議会は、認証審査その他の関連事務を行うに当たって、強靱化推進室と十分な連携を行う。

(改廃)

第8条 本組織規程の改廃は、制度運営委員会委員長及び推進協議会の理事会の承認に基づく。

附 則 この組織規程は、平成28年4月7日から施行する。

(2016年4月7日制定)

制度運営委員会運営取扱規定

(役割)

第1条 制度運営委員会（以下「本運営委員会」という。）は、一般社団法人ジャパンレジリエンス推進協議会の国土強靱化貢献団体認証制度（以下「レジリエンス認証制度」という。）の運営についてチェックを行うほか、レジリエンス認証制度の見直し等に関する意見を述べる。

(設置)

第2条 本運営委員会の設置は、レジリエンス認証に関する組織規程「(以下「組織規程」という。)の定めによる。

(構成委員)

第3条 本運営委員会の委員は別紙のとおりとする。

(開催)

第4条 本運営委員会は、原則年1回以上開催するものとし、委員長が招集する。

(議事)

第5条 委員長は会議の議長を務め、副委員長は議長を代理、代行を行うことができる。

(参考人)

第6条 委員長は、必要と認める場合には、委員会に組織規程第6条に定める者以外の参考人を招集することができる。

(議事録)

第7条 本運営委員会の議事録は事務局が作成し、その写しを全委員に送付する。

(改廃)

第8条 本運営委員会取扱規程の改廃は委員長の承認に基づく。

(2016年4月7日制定)

別紙 （第3条関係）

制度運営委員会 委員（敬称略・◎は委員長、○は副委員長）

- ◎恩蔵 直人 早稲田大学 理事 商学部教授
- 黄野 吉博 一般社団法人 レジリエンス協会 代表理事
- 丸谷 浩明 東北大学 災害科学国際研究所教授
- 渡辺 研司 名古屋工業大学大学院 工学研究科 社会工学専攻教授
- 堀越 繁明 特定非営利活動法人 事業継続推進機構
- 田村 圭子 新潟大学 危機管理本部 危機管理室教授
- 後藤 敏彦 サステナビリティ日本フォーラム代表理事

オブザーバー

- オズ オズトルク Oz Ozturk arise Co-chairman,
< PricewaterhouseCoopers LLP, Partner >
- 吉田 恭 内閣官房国土強靱化推進室 参事官

認証審査委員会運営取扱規定

(役割)

第1条 認証審査委員会（以下「本審査委員会」という。）は、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会の国土強靱化貢献団体認証制度（以下「レジリエンス認証制度」という。）において、個別の認証を行うための審査を行い、認証の可否の判断を行うとともに、審査・評価基準の策定、見直し等を行う。

(設置)

第2条 本審査委員会の設置は、レジリエンス認証に関する組織規程「(以下「組織規程」という。)の定めによる。

(構成委員)

第3条 本運営委員会の委員は別紙1のとおりとする。

(開催・認証審査)

第4条 本審査委員会は、原則年3回開催するものとし、委員長が招集する。

2 委員は別紙2の班編成にしたがって審査に当たるものとする。

(議事)

第5条 委員長は会議の議長を務め、副委員長は議長を代理、代行を行うことができる。

(参考人)

第6条 委員長は、必要と認める場合には、委員会に組織規程第6条に定める者以外の参考人を招集することができる。

(議事録)

第7条 本審査委員会の議事録は事務局が作成し、その写しを全委員に送付する。

(改廃)

第8条 本審査委員会取扱規程の改廃は委員長の承認に基づく。

(2016年4月7日制定)

別紙1（第3条関係）

認証審査委員会 委員（敬称略・◎は委員長、○は副委員長）

- ◎丸谷 浩明 東北大学 災害科学国際研究所教授
 ○増田 幸宏 芝浦工業大学 システム理工学部准教授
 細坪 信二 特定非営利活動法人 事業継続推進機構 理事・事務局長
 指田 朝久 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 主幹研究員
 宮村 正光 工学院大学 建築学部 客員研究員
 伊藤 毅 一般財団法人 危機管理教育&演習センター理事
 宮村 和谷 PwC Japanあらた監査法人パートナー
 槇本 純夫 SOMPOリスクケアマネジメント株式会社 主任コンサルタント
 飛嶋 順子 株式会社インターリスク総研 事業継続マネジメントグループ
 主任研究員

オブザーバー

株式会社日本政策投資銀行

別紙2（第4条関係）

班	氏 名	所 属
一班	丸谷 浩明	東北大学 災害科学国際研究所教授
	増田 幸宏	芝浦工業大学 システム理工学部准教授
	槇本 純夫	SOMPOリスクケアマネジメント株式会社 主任コンサルタント
二班	細坪 信二	NPO法人 事業継続推進機構 理事・事務局長
	宮村 正光	工学院大学 建築学部 客員研究員
	宮村 和谷	PwC Japan あらた監査法人パートナー
三班	指田 朝久	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 主幹研究員
	伊藤 毅	一般財団法人 危機管理教育&演習センター理事
	飛嶋 順子	株式会社インターリスク総研 事業継続マネジメントグループ主任研究員